

# 平川市人事行政の運営等の状況の公表について

市民の皆さんに、市職員の任免や給与、勤務条件などの状況をお知らせすることで公平性と透明性を高め、より適正な人事行政の運営を確保することを目的として「平川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」（平成18年平川市条例第33号）の規定に基づき公表いたします。

令和4年10月31日

## 目 次

- 職員の任免及び職員数に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 職員の人事評価の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 職員の給与の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況・・・・・・・・・・ 13
- 職員の休業に関する状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 職員の分限及び懲戒処分の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 職員のサービスの状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 職員の退職管理の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 職員の研修の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 職員の福祉及び利益の保護の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

### □ 職員の任免及び職員数に関する状況

#### 1 総職員数（令和4年4月1日現在）

区 分		条例定数	職員数
市長事務部局	一般	268	226
	病院事業	68	13
	水道事業	15	13
議会事務部局		6	5
選挙管理委員会事務部局		2	2
教育委員会事務部局		68	41
農業委員会事務部局		10	4
監査委員事務部局		2	1
計		439	305

（注）特別職、派遣職員、会計年度任用職員は含みません。

## 2 職員採用試験の状況（令和3年度）

○試験日・会場	通常日程	第1次試験	9月16日（木）～9月29日（水）	全国主要都市のテストセンター
		第2次試験	10月31日（日）	平川市役所
	追加募集	第1次試験	1月12日（水）～1月25日（火）	全国主要都市のテストセンター
		第2次試験	2月6日（日）	平川市役所

試験職種	応募者数	受験者数	合格者数	採用者数
上級一般行政職	90	72	6	4
初級一般行政職	27	26	2	0
上級土木技術職	1	0	0	0
上級一般行政職（追加）	37	37	3	3

## 3 職種別採用及び退職の状況

職 種	R3.4.1 現在	退職者数	採用者数	R4.4.1 現在
一般行政職	277	15	10	272
医師	2	0	0	2
医療技術職	1	0	0	1
栄養士	2	1	0	1
看護師	7	1	0	6
保健師	10	0	0	10
技能労務職	12	3	0	9
教育職	4	0	0	4
計	315	19	10	305

（注）退職者数、採用者数には派遣職員、職種変更、青森県教育委員会との異動分を含みます。

## 4 事由別退職者数

定年退職	早期退職募集 制度による退職	死亡退職	普通退職	その他の退職	合 計
8	2	0	4	6	20

## 5 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

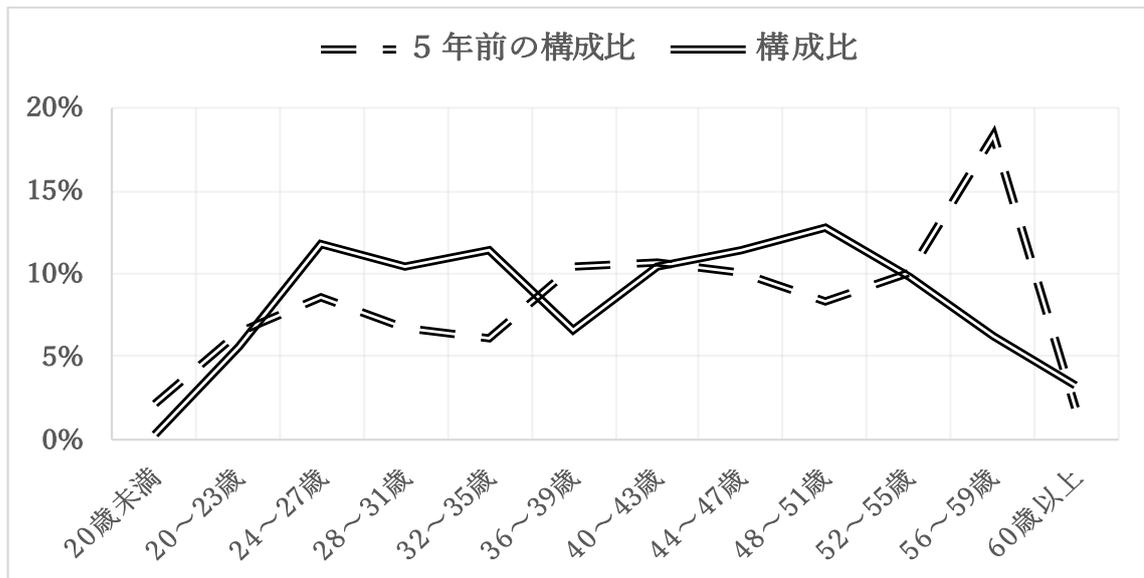
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由	
		令和2年	令和3年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	5	5	0	
		総務	83	80	△3	組織機構の再編に伴う減少
		税務	22	18	△4	組織機構の再編に伴う減少
		労働	0	0	0	
		農林水産	25	23	△2	組織機構の再編に伴う減少
		商工	9	8	△1	短時間勤務への変更による減少
		土木	27	27	0	事務の統廃合縮小に伴う減少
		民生	33	35	2	業務量増大に伴う増加
		衛生	22	23	1	業務量増大に伴う増加
	計	226	219	△7		
	教育部門	46	41	△5	短時間勤務への変更による減少	
小計	272	260	△12			
公営企業等 会計部門	病院	12	13	2	組織機構の再編に伴う増加	
	水道	6	6	0		
	下水道	7	7	0		
	その他	19	20	1	組織機構の再編に伴う増加	
	小計	44	46	2		
合計		316 [ 439 ]	306 [ 439 ]	△10		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数です。

2 [ ]内は、条例定数の合計です。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (令和4年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 1	人 17	人 36	人 32	人 35	人 20	人 32	人 35	人 39	人 30	人 19	人 10	人 306

(3) 職員数の推移

(単位：人：%)

年度 部門別	平成 29年	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	222	227	227	225	226	219	△5 (△1.4%)
教育	54	49	49	48	46	41	△13 (△24.0%)
普通会計計	276	276	276	273	272	260	△16 (△5.8%)
公営企業計	50	46	45	46	44	46	△4 (△8.0%)
総計	326	322	321	319	316	306	△20 (△6.1%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

□ 職員の人事評価の状況

1 人事評価の目的

人事評価は、職務遂行上で見られた職員の能力及び意欲・態度並びに勤務の実績等を適確に把握し、評価することにより、職員の能力開発（人材育成）・勤務意欲の向上・適材適所の人事配置を進めるために行うものです。

このことにより、職員が能力を最大限発揮し、働きがいや使命感を持って職務を遂行することにより、組織の活性化と効果的・効率的な行財政運営を図り、総体として市民に信頼される市役所の実現を目指すものです。

2 人事評価の構成

当市の人事評価は、「能力評価」と「業績評価」の2つの評価で構成します。

種類	評価の内容	評価期間
能力評価	能力評価は、仕事の成果を出すための職務行動（仕事のプロセス）を評価するものです。	1月1日～12月31日
業績評価	業績評価は、あらかじめ設定した目標に対する結果を評価するものです。	4月1日～3月31日

3 対象者

原則としてすべての一般職の職員（会計年度任用職員を含む）を対象とします。ただし、県費負担職員や非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員を除く）、長期にわたる休業等により評価期間の大部分の勤務を欠いている職員は、評価の対象外とします。

□ 職員の給与の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和3年4月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和2年度 の人件費率
令和 3年度	人 30,505	千円 20,600,584	千円 531,705	千円 2,368,157	% 11.5	% 11.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

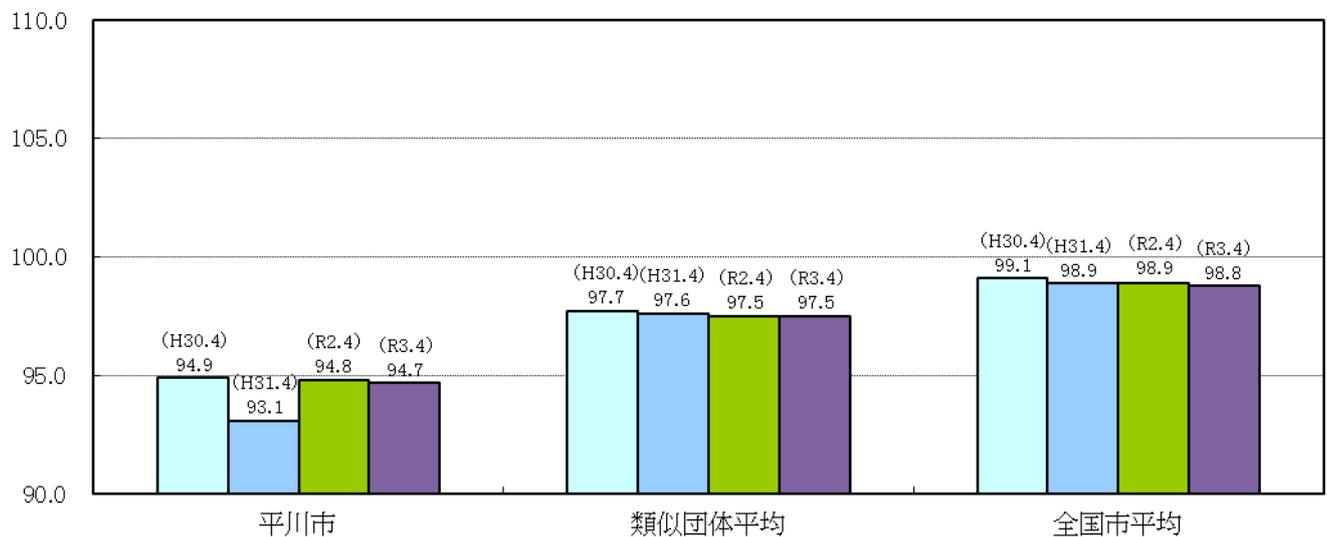
区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末手当 勤勉手当	計 B	
令和 3年度	人 272	千円 979,046	千円 124,200	千円 353,057	千円 1,456,303	千円 5,354

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和3年4月1日現在の人数です。

3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】 国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

【給料表の改定実施時期】 平成27年4月1日

【内容】 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については改定なし。高齢層については最大4%の引下げ。激変緩和のため、4年間（平成31年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②その他の見直し

【内容】 管理職員特別勤務手当について見直しを実施。これまでは週休日、休日及び年末年始のみを対象としていたが、平日の午前0時から午前5時までに勤務した時間も対象とした。（平成27年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
平川市	40.1歳	285,800円	325,271円	308,379円
青森県	42.8歳	322,084円	414,254円	364,117円
国	43.0歳	325,827円	—円	407,153円
類似団体	42.1歳	314,047円	365,401円	338,087円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)		
平川市	56.0歳	12人	280,000円	297,851円	293,750円	—	—	—	—	
	58.2歳	2人	326,100円	345,140円	335,183円	329,217円	自家用乗用自動車運転者	55.7歳	191,100円	1.81
	55.6歳	10人	270,700円	288,313円	285,383円	271,318円	用務員	50.3歳	235,200円	1.23
青森県	53.8歳	176人	315,772円	370,253円	347,007円	—	—	—	—	
国	50.9歳	2,201人	286,947円	—	328,603円	—	—	—	—	
類似団体	52.0歳	12人	307,767円	329,056円	320,572円	—	—	—	—	

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
平川市	—	—	—
うち運転員	4,905,770円	2,467,800円	1.99
うち用務員	4,404,726円	3,186,100円	1.38

※民間データは賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（平成29～令和元年の3ヶ年平均）  
 ※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致していません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和3年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況(令和3年4月1日現在)

区 分		平 川 市	青 森 県	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円	182,200 円
	高校卒	150,600 円	150,600 円	150,600 円
技能労務職 (技能職・労務職平均)	高校卒	145,850 円	147,900 円	— 円
	中学卒	136,100 円	136,100 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

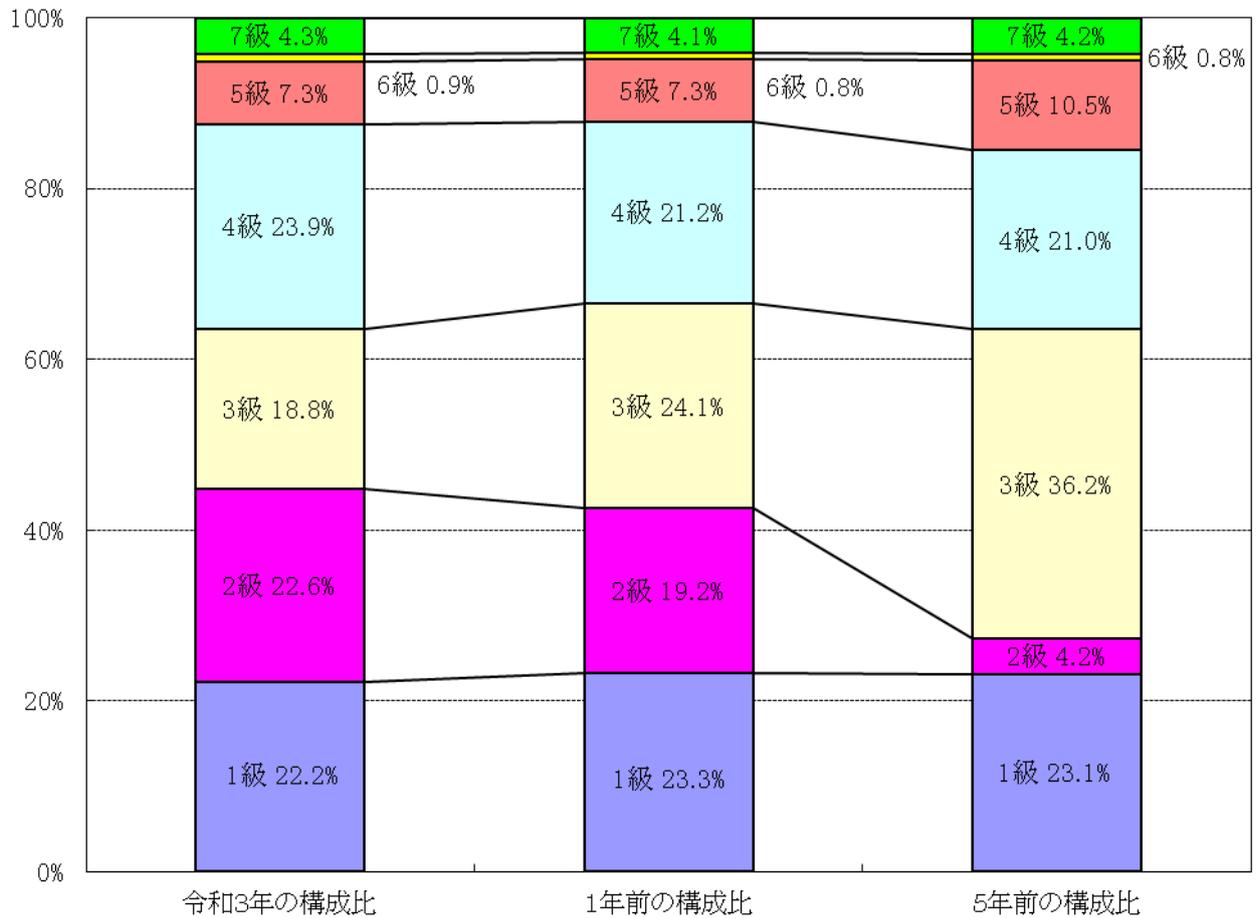
区 分		経験年数 10年以上15年未満	経験年数 20年以上25年未満	経験年数 25年以上30年未満	経験年数 30年以上35年未満
一般行政職	大学卒	250,724 円	345,184 円	367,694 円	388,386 円
	高校卒	227,000 円	302,725 円	348,830 円	370,518 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	278,767 円	279,550 円

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事・技師	52人	22.2%	146,100 円	247,600 円
2級	主事・技師	53人	22.6%	195,500 円	304,200 円
3級	係長・主査	44人	18.8%	231,500 円	350,000 円
4級	課長補佐・主幹	56人	23.9%	264,200 円	384,200 円
5級	課長・副参事	17人	7.3%	289,700 円	393,000 円
6級	参事	2人	0.9%	319,200 円	410,200 円
7級	部長	10人	4.3%	362,900 円	444,900 円

- (注) 1 平川市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ (一律)	△		△	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

平 川 市	青 森 県	国
(令和3年度) 1人当たり平均支給額 1,271千円	—	—
(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.40月分 (1.35)月分 勤勉手当 1.80月分 (0.85)月分	(令和3年度支給割合) 期末手当 2.55月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.90月分 (0.90)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%~20% ・管理職加算 10%~25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和3年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

##### (2) 退職手当(令和3年4月1日現在)

平 川 市	国
計算式 基本額 + 調整額	計算式 基本額 + 調整額
基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 応募認定・定年	基本額 退職日の基本給月額 × 退職理由別・勤続年数別支給率 (支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分
勤続25年 28.0395月分 33.27075月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075月分
勤続35年 39.7575月分 47.709月分	勤続35年 39.7575月分 47.709月分
最高限度額 47.709月分 47.709月分	最高限度額 47.709月分 47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) (退職時特昇 なし)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算) (退職時特昇 なし)
調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~54,150)円 × 60ヶ月	調整額 在職中の職責等による貢献度に基づく加算 (0~95,400)円 × 60ヶ月
1人当たり平均支給額 自己都合 / 応募認定・定年 9,391千円 / 19,869千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和2年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

## (3) 地域手当（令和3年4月1日現在） ※導入無し

支給実績（令和3年度決算）			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）			0円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
—	— %	— 人	— %

## (4) 特殊勤務手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（令和3年度決算）		17,100千円		
うち診療所関係職員分		17,042千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）		1,221,383円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度）		4.4%		
手当の種類（手当数）		8種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 （令和3年度決算）	左記職員に対する 支給単価
死体処理手当	一般行政職	行旅死亡人の処理業務	0千円	1体につき1,000円
犬猫死体処理手当	一般行政職	犬猫の死体処理業務	57千円	1体につき300円
医師基本手当	診療所医師	医療業務	6,910千円	給料月額の55/100
研究手当	診療所医師	診療所での医療業務	9,720千円	常勤医師60万円以内 その他の医師30万円以内
往診手当	診療所医師・看護師	往診業務	71千円	医師1回につき100～600円 看護師1回につき50～150円
危険手当	診療所医師	月20日以上	120千円	医師5,000円
特別手当	葛川診療所勤務医師	葛川診療所での医療業務	0千円	給料月額の80/100
特殊業務手当				
特殊診療手当	平川診療所常勤医師	特殊診療行為を実施した場合	222千円	固定点数×30/100以内等

## (5) 時間外勤務手当

支給実績（令和3年度決算）	34,845千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	131千円
支給実績（令和2年度決算）	33,136千円
職員1人当たり平均支給年額（令和2年度決算）	123千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く）です。

## (6) その他の手当 (令和3年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和3年度)	
扶養手当	扶養親族のある職員に支給		同	32,782 千円	259,503 円	
	配偶者	6,500 円				
	子	10,000 円				
	父母等	6,500 円				
	満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき	5,000 円				
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給		同	14,150 千円	306,446 円	
	借家・借間(支給限度額)	27,000 円				
通勤手当	通勤距離が2km以上で通勤のため交通機関(バス等)又は交通用具(自動車等)を利用している職員に支給		同	14,134 千円	62,477 円	
	交通機関利用者(支給限度額)					55,000 円
	交通用具利用者	片道2km以上				2,000 円
片道60km以上		31,600 円				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給		同	14,631 千円	426,583 円	
	部長級	45,000 円				
	総括課長級	30,000 円				
	課長級	25,000 円				
寒冷地手当	毎年11月から翌年3月までの各月の初日において、市内その他寒冷の地域に在勤する職員に支給		同	18,016 千円	64,296 円	
	世帯主	扶養親族あり				17,800 円
		扶養親族なし				10,200 円
	その他の職員	7,360 円				
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務をした場合、勤務1回につき4,400円を支給		同	678 千円	4,400 円	
管理職特別勤務手当	管理職手当を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等に勤務した場合、勤務1回につき2,000円～6,000円を支給		同	91 千円	7,583 円	
単身赴任手当	異動等に伴い住居を移転し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活する職員に月額30,000円、距離に応じた加算額8,000円～70,000円を支給		同	0 千円	0 円	

## 5 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給料	市長 副市長 教育長	850,000円 680,000円 600,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
			985,000円 / 574,000円	
			790,000円 / 524,000円 未公表	
報酬	議長 副議長 議員	420,000円 380,000円 360,000円	500,000円 / 304,000円	
			450,000円 / 264,000円	
			420,000円 / 250,000円	
期末手当	市長 副市長 教育長	(令和2年度支給割合) 3.2月分		
	議長 副議長 議員	(令和2年度支給割合) 3.2月分		
退職手当	市長 副市長 教育長	(算定方式) 850千円×在職月数×45.5/100 680千円×在職月数×26.5/100 600千円×在職月数×22.5/100	(1期の手当額) 18,564,000円 8,649,600円 6,480,000円	(支給時期) 任期毎 任期毎 任期毎
	備考			

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

## □ 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

### 1 職員の勤務時間の状況（令和3年4月1日現在）

標準的な勤務時間

始業時刻～終業時間	8：15～17：00
休憩時間	12：00～13：00
1日の勤務時間	7時間45分
1週間の勤務時間	38時間45分

### 2 職員の休暇の状況

① 年次有給休暇の状況（R3.1.1～R3.12.31）

付与日数	20日
繰越日数	20日以内
平均取得日数	8.9日（前年9.3日）

② 職員の特別休暇等の状況 (R3. 4. 1～R4. 3. 31)

休暇の区分	休暇日数等	取得実績
裁判員として出頭	裁判員として裁判所へ出頭する場合で必要と認められる期間	0件
結婚休暇	職員が結婚する場合で連続する5日の範囲内の期間	2件
産前休暇	出産予定日までの8週間以内で申し出た期間	2件
産後休暇	出産の日の翌日から8週間	2件
配偶者出産休暇	妻の出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日	2件
育児部分休暇	生後1年以内の子を養育する場合で1日2回30分以内	0件
男性職員育児休暇	妻の産前産後に出産した子または就学前の子を養育する場合で、出産予定日の6週間前の日から出産の日後8週間の期間内で5日以内	2件
子の看護休暇	中学校就学前の子を看護する場合で1年につき5日以内	45件
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合で親族に応じ1～10日以内	44件
祭日休暇	父母、配偶者及び子の追悼のための行事を行う場合で1日	13件
短期介護休暇	妻、父母及び子等、家族を介護する場合で5日の範囲内の期間	0件
災害・交通機関事故	災害（新型コロナウイルス感染症対策等により、風邪の症状で勤務を控える場合、または学校の臨時休業により子の世話をを行う場合を含む）または交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合で必要と認められる期間	100件
病気休暇	公務外の疾病又は負傷のため療養する場合で連続する90日（例外あり）以内の必要最小限度の期間	73件
介護休暇（無給）	配偶者、父母、子、配偶者の父母等を介護する場合で連続する6月の範囲内の期間	0件
組合休暇（無給）	職員団体の業務に構成員として従事する場合で1年につき30日以内	0件
骨髄移植休暇	配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植等のために必要となる検査、入院等をする場合で必要と認められる期間	0件

□ 職員の休業に関する状況

1 育児休業の状況（令和3年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間）

取得期間	取得者数
1月未満	1人
1月以上9月未満	3人
9月以上12月未満	2人
12月以上18月未満	1人
計	7人

□ 職員の分限及び懲戒処分の状況

1 分限処分の状況

種 類	処 分 の 内 容	令和3年度 処分件数
免 職	公務能率を維持する見地から、職員の意に反してその職を失わせる処分	0 件
降 任	職員が現に有している職より下位の職に任命する処分	0 件
休 職	職員に職を保有させたまま一定期間、職務に従事させない処分	2 1 件
降 給	職員が現に決定されている給料の額より低い額の給料に決定する処分	0 件
合 計		2 1 件

※休職処分件数の事由別内訳

心身の故障の場合	2 1 件
刑事事件に関し起訴された場合	0 件
条例で定める事由の場合	0 件

2 懲戒処分の状況

種 類	処 分 の 内 容	令和3年度 処分件数
免 職	職員を懲罰として勤務関係から排除する処分	0 件
停 職	職員を懲罰として一定期間、職務に従事させない処分	1 件
減 給	一定期間、職員の給料を一定割合を減額して支給する処分	1 件
戒 告	職員の規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分	0 件
合 計		2 件

※懲戒処分件数の事由別内訳

給与・任用に関する不正	0 件
一般服務違反関係	0 件
一般非行関係	0 件
収賄等関係	0 件
道路交通法違反	2 件
監督責任	0 件

## □ 職員のサービスの状況

### 1 職務に専念する義務の免除

職員は、職務に専念する義務を負います（地方公務員法第35条）が、法律又は条例に特別な定めがある場合は、その義務が免除されます。

法律又は条例に特別な定めがある場合には、主に以下のようなものがあります。

(1) 法律に定めがある場合

- 選挙権その他公民としての権利を行使する場合（労働基準第7条）
- 年次有給休暇（労働基準法第39条）
- 休職する場合（地方公務員法第27条第2項） ほか

(2) 条例に定めがある場合（職務に専念する義務の特例に関する条例第2条）

- 研修を受ける場合
- 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- その他任命権者が定める場合

#### 令和3年度実績

区 分	許可件数	内 容
研修を受ける場合	0件	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	58件	人間ドック、生活習慣病予防健診の受診、健康診断による再検査の受診
その他任命権者が定める場合	158件	
文化的諸行事又は各種競技大会等に参加する場合	0件	
妊娠中又は出産後1年以内の女子職員が母子保健法に規定する保健指導又は健康診査を受ける場合	4件	
職員団体による団体交渉を行なう場合	14件	
その他	140件	新型コロナウイルスワクチン接種

### 2 営利企業等への従事制限

職務の公平性を確保するという観点から、職務には営利企業への従事や役員等との兼業について制限が課せられています。（地方公務員法第38条）

市では、職員から営利企業等への従事について許可申請があった場合には、次の各号のいずれにも該当せず、かつ、法の精神に反しないと認められる場合に限り、これを許可しています。

- (1) 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の占めている職と兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係があり、又はその発生のおそれがある場合
- (3) 職員の身分上ふさわしからぬ性質をもつ場合

## □ 職員の退職管理の状況

平成28年度の地方公務員法の一部改正により、元職員が営利企業等へ再就職した場合、現役職員へ働きかけすることが禁止されましたほか、地方公共団体には退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることが義務付けられました。

これを受けて平川市においては、「平川市職員の退職管理に関する条例」など各種規程を整備し、適正な退職管理の運用に努めています。

### 1 職員の再就職の状況

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に退職した部長級の職員のうち、令和4年10月30日までに再就職をした者の状況は次のとおりです。

部長級以上で退職した職員	2人
うち再就職者	2人
市（再任用）	2人
市が出資する公社等	0人
その他民間団体等	0人

## □ 職員の研修の状況

### 1 職員の研修状況（令和3年度実績）

#### （1）全体研修

研修名	講師	対象者・受講者数	期日	場所
OJT・面談に役立つコーチング	一般財団法人 日本経営協会 小澤まり子氏	課長補佐以上 56名	令和3年 8月4日	生涯学習センター 多目的ホール他
説明能力向上研修	柴田学園大学 特任教授 船水周氏	課長補佐以上 53名	令和3年 10月27日	生涯学習センター 多目的ホール
ゲートキーパー研修	子育て健康課 健康推進係	全職員対象 77名	令和3年 11月2日 11月10日 12月7日	健康センター他

#### （2）役職別研修

研修名	講師	対象者・受講者数	期日	場所
新採用者研修	各課職員 認定農業者	新採用者 12名	令和3年 10月9日 10月12日 11月4日	市役所 特別会議室 各農家園地

## (3) 派遣研修

## ① 青森県自治研修所

体系	研修名	受講者数	期間
基本研修	新採用者研修 (前期・後期)	12名	(前期) ①令和3年 4月12日～ 4月15日 ②令和3年 4月19日～ 4月22日 ③令和3年 5月10日～ 5月13日 ④令和3年 5月17日～ 5月20日 ⑤令和3年 5月24日～ 5月27日 ⑥令和3年 5月31日～ 6月 3日 (後期) ①令和3年10月20日～10月22日 ②令和3年10月25日～10月27日 ③令和3年11月10日～11月12日 ④令和3年11月24日～11月26日
			①令和3年 7月28日～ 7月30日 ②令和3年 8月23日～ 8月25日 ③令和3年11月17日～11月19日 ④令和3年12月20日～12月22日
	主査研修	1名	①令和3年 6月23日～ 6月25日
	主査第2部研修	4名	①令和3年 6月14日～ 6月15日 ②令和4年 1月11日～ 1月12日
	主幹研修	4名	①令和3年 7月 5日～ 7月 6日 ②令和3年 8月26日～ 8月27日 ③令和3年11月 1日～11月 2日
	管理者入門研修	6名	①令和3年10月11日～10月12日 ②令和3年11月 4日～11月 5日
	課長研修	8名	①令和3年 8月16日～ 8月17日 ②令和3年11月 8日～11月 9日
	再任用者研修	5名	①令和3年 4月23日 ②令和3年 4月26日
選択研修	ワンペーパー資料作成術研修	1名	令和3年 9月 7日
	クレーム対応研修	2名	令和3年10月19日

選択研修	女性職員のためのセルフマネジメント力向上研修	2名	令和3年12月 2日～12月 3日
	独創力の鍛え方・コンセプトの作り方研修	1名	令和3年12月 9日～12月10日
	交渉力向上研修①～WIN・WINの交渉術～	3名	令和4年 1月14日
部局研修	橋梁設計研修	1名	令和3年 6月30日～ 7月 1日
	市町村税務新任者研修	5名	令和3年 6月16日～ 6月18日
	課税免除等研修	1名	令和3年 9月21日
	市町村民税研修	3名	令和3年11月 1日～11月 2日
	市町村民税研修	1名	令和3年 9月 1日
	市町村税務徴収研修	2名	令和3年11月18日～11月19日
	市町村固定資産税研修	1名	令和3年11月29日～12月 1日

② 弘前圏域定住自立圏構想 圏域職員セミナー

研修名	受講者数	期間	研修場所
圏域職員政策提言事業	2名	令和3年8月18日～12月21日	弘前市役所他
ワンペーパーの資料作成研修	4名	令和3年11月24日	市役所 第1委員会室

③ 市町村職員実務研修

研修名	修了者数	期間
青森県実務研修	3名	令和3年4月1日～令和4年3月31日

④ その他研修

研修名	受講者数	期間	研修場所
労働安全衛生特別教育 (刈払機)	12名	①令和3年 5月11日 ②令和3年 5月25日 ③令和3年 6月 8日 ④令和3年 6月22日	(独) 青森県産業技術センター
労働安全衛生特別教育 (チェーンソー)	10名	①令和3年6月16日～6月18日 ②令和3年7月14日～7月16日 ③令和3年8月25日～8月27日 ④令和3年10月13日～10月15日	(独) 青森県産業技術センター

防火管理者資格取得講習	3名	①令和3年8月19日～8月20日 ②令和3年12月9日～12月10日	黒石消防署
人物試験評価者講習	1名	令和3年7月28日	ホテル青森
評価者スキルアップ研修	2名	令和3年8月30日	オンライン受講
あおもり未来創造塾県内研修	1名	令和3年12月13日～12月14日	むつ市他
自治振興セミナー	2名	①令和3年11月8日 ②令和3年11月30日	オンライン受講
市町村緊急行政課題研修	2名	①令和3年11月9日 ②令和3年11月11日	青森県自治研修所
弘前大学地域創生本部連携推進員	1名	令和3年4月1日～令和4年3月31日	弘前大学

□ 職員の福祉及び利益の保護の状況

1 職員の健康診断の状況（令和3年度）

検診の種類	検査項目	受診者数	備 考
職員総合検診	胸部エックス線検査	263	人間ドック・他検診機関受診者を除く。
	尿検	260	
	血圧	265	
	心電図（20歳、25歳、30歳、35歳、40歳以上）	172	
	血液一般検査	268	
	肝機能検査	268	
	血中脂質検査	268	
	血糖	268	
人間ドック	1日ドック（30歳以上）	55	
	脳ドック（40歳以上）	24	

2 公務災害及び通勤災害の発生状況（令和3年度）

災害区分	件 数
公務災害	2件
通勤災害	1件
計	2件

### 3 青森県人事委員会の業務の状況（令和3年度）

給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求の状況	新たな措置要求 なし 係属事案 なし
不利益処分についての不服申立ての状況	新たな措置要求 なし 係属事案 なし